

四日市市告示第557号

小山田地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）を策定するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定による当該決定案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和2年12月16日

四日市市長 森 智広

1 縦覧する図書

小山田地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）決定案

2 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市山田町1373-3

四日市市市民文化部小山田地区市民センター

3 縦覧期間

令和2年12月23日から令和3年1月12日まで

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

（都市整備部都市計画課）